

令和 4 年 2 月 25 日

災害廃棄物対策に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

＜背景＞

災害からの早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、平時における「事前の備え」が極めて重要です。しかし、災害廃棄物の処理については、初動対応の遅れから、生活環境や公衆衛生が悪化した事例等が発生しています。このため、災害廃棄物処理の現場である市区町村における災害廃棄物発生量の推計や仮置場候補地の選定などの「事前の備え」について調査を実施しました。

＜調査結果＞

- 近年激甚化・頻発化している水害等を想定した災害廃棄物発生量の推計値の把握が低調
 - 仮置場候補地の選定に至っていない例がある
 - 選定に至っていたとしても、現況等の把握が未実施の例がある
- など、「事前の備え」が十分でない実態がみられました。

＜勧告＞

水害も想定した災害廃棄物発生量の推計への支援のほか、市区町村有地以外の候補地を含む必要・適当な仮置場候補地の選定への支援、現況把握の促進など仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置などを環境省に求めました（総務大臣から環境大臣に勧告）。

- ・ ポイント
- ・ 概要
- ・ 結果報告書

（連絡先）

総務省行政評価局 評価監視官（連携調査、環境等担当）

担 当：田中（俊）、普天間、前田

電 話：03-5253-5486（直通）

E-mail: <https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

- 災害廃棄物処理の現場である市区町村における「事前の備え」について調査し、課題を整理。
令和4年2月25日、環境省に対して改善を求めた。（総務大臣から環境大臣に勧告）

背景

- ◆ 災害からの早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、平時における「事前の備え」が極めて重要
- ◆ しかしながら、災害廃棄物の処理については、初動対応の遅れから、家屋の軒先に災害廃棄物が集められ、悪臭など生活環境・公衆衛生が悪化した事例等が発生

勧告①

- **地震災害のみならず水害も想定した発生量推計への支援**
（災害廃棄物対策指針の改定など）

- ✓ 災害廃棄物発生量の推計値を把握していた都道府県・市町村の全てで「地震災害」を想定した推計値を把握
- ✓ 他方、近年激甚化・頻発化している「水害」等を想定した推計値の把握は低調

 [もう少し知りたい（概要P2）](#)  [もっと詳しくは（結果報告書）](#)

勧告②

- **市区町村有地以外の候補地を含め、必要・適当な仮置場候補地の選定への支援**
（候補地の選定に至っていない要因・課題の把握・検証など）

- ✓ 仮置場の必要面積を把握しているにもかかわらず、約2割の市町村が仮置場候補地の選定に至っていない
- ✓ 市町村が選定した候補地のほとんどが市町村有地で、国有地や都道府県有地はごく僅か

- **仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置**
（関係部局等との事前の利用調整や現況把握の促進など）

- ✓ 現況等の把握が未実施の仮置場候補地が7割弱

 [もう少し知りたい（概要P3・4）](#)  [もっと詳しくは（結果報告書）](#)

勧告③

- **民間事業者団体等との実効性のある連携への支援**
（災害支援協定に「仮置場の管理・運営」の内容が明示されている事例の展開など）

- ✓ 市町村が民間事業者団体等と個別に締結している災害支援協定に「仮置場の管理・運営」の内容を明示する例は僅か
- ✓ 民間事業者団体等からは、「仮置場の管理・運営」を支援内容として協定に明示しておくことが好ましいとの意見

 [もう少し知りたい（概要P5）](#)  [もっと詳しくは（結果報告書）](#)

【 勧告日:令和4年2月25日 勧告先:環境省 】

調査の背景・目的

- ◆ 災害からの早期の復旧・復興に向けて、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、平時における「事前の備え」が極めて重要
- ◆ しかしながら、災害廃棄物の処理については、災害廃棄物処理計画(注)の内容の検討不足によりスムーズに進まなかった事例や、初動対応の遅れから、家屋の軒先に災害廃棄物が集められ、悪臭など生活環境・公衆衛生が悪化した事例等が発生
(注) 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年環境省告示第7号)に基づき、非常災害の発生に備え、各地方公共団体が策定
- ◆ 本調査では、災害廃棄物処理の現場である市区町村において課題とされることが多い、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場候補地の選定、関係機関との連携協力などの「事前の備え」について、現状を明らかにするとともに、課題を整理

【調査対象機関等】 環境省、都道府県(13)、市町村(70)、関係事業者等(31)

【実施時期】 令和3年1月～4年2月

災害廃棄物処理の「事前の備え」の各プロセスにおける調査結果を踏まえ、以下の内容を環境省に勧告

【「事前の備え」のプロセス】

【勧告の主な内容】

災害廃棄物処理計画

災害廃棄物の発生量の推計

仮置場の必要面積の算定

仮置場候補地の選定

仮置場候補地の事前準備

+

関係機関との連携協力

- 地震災害のみならず水害も想定した発生量推計への支援
(災害廃棄物対策指針の改定など)

- 市区町村有地以外の候補地を含め、必要・適当な仮置場候補地の選定への支援
(候補地の選定に至っていない要因・課題の把握・検証など)

- 仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置
(関係部局等との事前の利用調整や現況把握の促進など)

- 民間事業者団体等との実効性ある連携への支援
(災害支援協定に「仮置場の管理・運営」の内容が明示されている事例の展開など)

1. 災害廃棄物の発生量の推計

制度等の概要

- ◆ 処理すべき災害廃棄物の規模感を得るとともに、一定の目標期間内に処理を完了するための品目ごとの処理フローを具体的に検討するため、平時の段階から、想定される災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物の発生量の推計を行うことが必要
- ◆ 環境省は、災害廃棄物の発生量の推計について、災害廃棄物対策指針(注)で、地方公共団体に対し、推計方法など技術的な内容を提示

(注) 「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月策定、30年3月改定。環境省環境再生・資源循環局)

主な調査結果

- 調査対象の13都道府県の全て、70市町村の約9割(61市町村)で、災害廃棄物の発生量の推計値を把握
- 想定する災害の種類別にみると、「**地震災害**」については、上記の都道府県・市町村の**全てで推計値を把握**他方、「**水害**」や「**土砂災害**」を想定した**推計値の把握は低調**
- 地方公共団体からは、**災害廃棄物処理計画が水害に対応しておらず水害時の処理に時間を要した事例が示されたほか、災害種別に応じた推計方法を示してほしいとの意見**

※ 土砂災害に伴う災害廃棄物については、蓄積された知見やデータが乏しく、災害廃棄物対策指針においても、その対策の言及は極めて少ない

※ 近年、水害や土砂災害は激甚化・頻発化(氾濫危険水位を超過した河川数が5年間で約5倍に増加、土砂災害の発生件数(10年間平均)も増加傾向など)

結果報告書P30~46

想定災害ごと発生量推計値の把握状況

区分	地震災害	水害	土砂災害
都道府県	13 (100%)	4 (30.8%)	1 (7.7%)
市町村	61 (100%)	21 (34.4%)	4 (6.6%)

(注) ()内の割合の母数は、上記の13都道府県・61市町村

氾濫危険水位を超過した河川数の推移



(注) 「国土交通白書」(令和3年版)による

勧告内容

- 地方公共団体において、地震災害のみならず、水害についても災害廃棄物発生量の推計が適切に行われるよう、災害廃棄物対策指針の改定など効果的な支援措置を講ずること
- 土砂災害についても、地方公共団体において必要な災害廃棄物対策が適切に行われるよう、同指針の改定などを見据えた具体的な検討を進めること

(環境省)

2. 仮置場候補地の選定

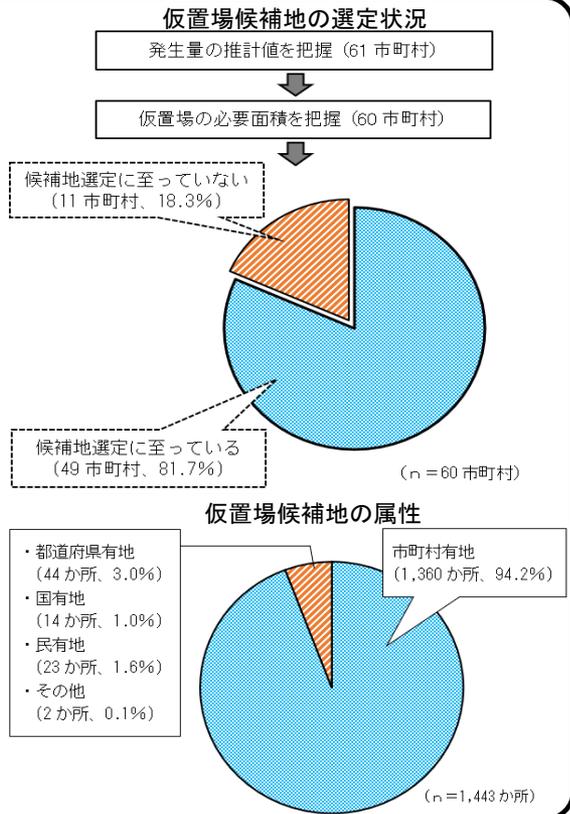
制度等の概要

- ◆ 災害廃棄物を分別・保管・処理するために一時的に集積する「仮置場」については、その設置・管理を行う市区町村において、平時から候補地を選定し、必要面積や配置を検討するなど事前準備を進めることが必要
 - ◆ 災害廃棄物対策指針で、市区町村は、候補地となる場所が災害時に避難所等に優先的に利用されることを踏まえて選定する必要があるほか、住民の利便性等を考慮して、域内に複数の候補地を選定しておくことが望ましいとされている
 - ◆ 環境省は、仮置場に必要面積の算定方法や候補地の選定手法を構築し市区町村等に周知するほか、地域ブロック協議会(注)において、仮置場の候補地リスト等を共有することが求められている
- (注) 全国八つの地域ブロックごとに、環境省地方環境事務所のほか、国の関係機関、都道府県、関係市区町村、民間事業者団体等が参画して設置され、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を行う

主な調査結果

結果報告書P47~90

- 災害廃棄物の発生量の推計値を把握している61市町村のうち60市町村が、推計結果に基づき、必要となる仮置場の面積を把握
 - 必要面積を把握しているにもかかわらず、そのうち約2割(11市町村)が**仮置場候補地の選定に至っていない**
- ※ 主な理由
- ・ 仮設住宅、避難所など他の用途との競合
 - ・ 選定条件に合致する土地がない
 - ・ 周辺住民の理解への懸念
- 市町村が選定した**仮置場候補地のほとんどが市町村有地**で、国有地や都道府県有地はごく僅か
 - 多くの市町村から、平時における**国有地や都道府県有地の情報提供や、それらも含めた候補地選定のための支援**を求める意見



勧告内容

- 市区町村において仮置場候補地の選定に至っていない要因・課題を把握・検証し、地域ブロック協議会等を活用して、必要な候補地選定を促すための効果的な支援措置を講ずること
 - 関係機関や都道府県と連携して、市区町村において市町村有地以外の候補地を含め適当な候補地の選定が進むよう効果的な支援措置を講ずること
- (環境省)

3. 仮置場候補地の事前準備

制度等の概要

- ◆ 災害発生時に仮置場を円滑に運用できるよう、市区町村においては、平時から、庁内関係部局等との事前調整や現況等の把握を行うことが必要
- ◆ 災害廃棄物対策指針では、仮置場候補地の選定に当たって、二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響を考慮するとともに、病院、学校、水源等の位置に留意することとされ、また、チェックすべき項目を提示(他用途での利用、周辺環境、輸送ルート、各種災害の被害の有無等)



平成30年7月西日本豪雨時の仮置場
(注)「災害廃棄物フォトチャンネル」(環境省)による

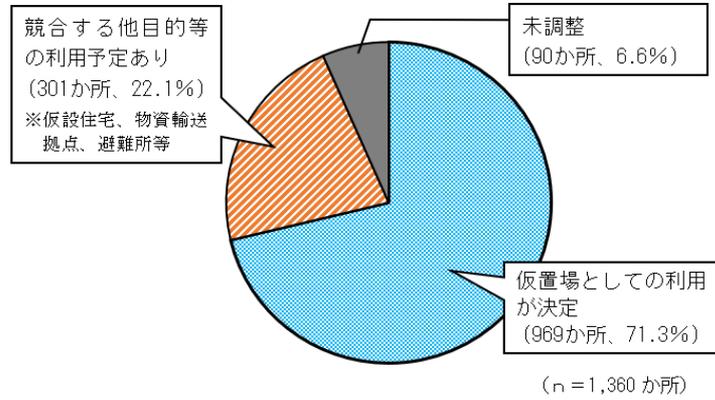
主な調査結果

結果報告書P47~90

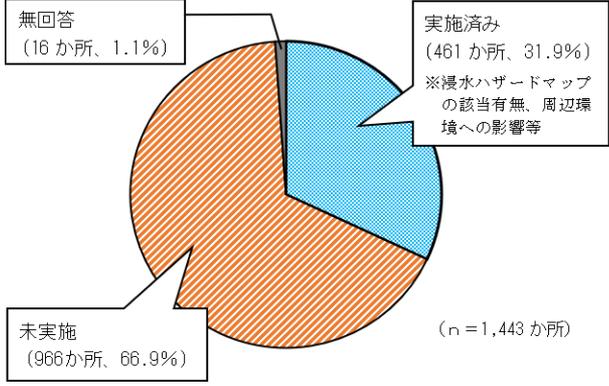
- 市町村有地の仮置場候補地について、関係部局との利用調整状況を見ると、**競合する他の目的や用途での利用予定がある又は未調整の候補地が約3割**

- 市町村における仮置場候補地の現況等の把握状況を見ると、**未実施の候補地が7割弱**

(市町村有地の利用調整状況)



(仮置場候補地の現況等の把握状況)



- このほか、災害廃棄物の搬入受付、交通誘導、分別指導等を担う人員の配置や、運搬車両の動線、品目ごとの配置方法などの**仮置場の配置計画が未確定の候補地が3割以上**

勧告内容

- 地域ブロック協議会等を活用して、関係部局等との事前の利用調整や現況等の把握を促すなど、仮置場候補地が災害時に仮置場として円滑に機能するための措置を講ずること
(環境省)

4. 関係機関との連携協力

制度等の概要

- ◆ 災害廃棄物が大量に発生した場合には、地方公共団体単独での処理は困難なため、他の地方公共団体や民間事業者団体等との協力が不可欠。このため、各地方公共団体は、確実に協力関係を構築し、迅速な活動を行えるよう、平時から、災害廃棄物対策に関する支援協定(災害支援協定)を締結しておくことが重要
- ◆ 環境省は、大規模災害に備えて、地方公共団体と民間事業者団体等との連携を強化するため、災害支援協定の締結を推進

主な調査結果

結果報告書P91~108

- 災害廃棄物処理業務(撤去、収集・運搬、仮置場の管理・運営、処理・処分)について、多くの市町村が、民間事業者団体等による協力を期待

- 調査対象70市町村のうち、民間事業者団体等と個別に災害支援協定を締結しているのは42市町村(6割)で、計83協定を締結
 その中で、**「仮置場の管理・運営」の内容を明示しているのは、6市町村で計9協定のみ**

市町村と民間事業者団体等の間で締結された協定内容

協定に明示されている内容	該当協定数	該当市町村数
撤去	49(59.0%)	30(42.9%)
収集・運搬	67(80.7%)	36(51.4%)
仮置場の管理・運営	9(10.8%)	6(8.6%)
処理・処分	45(54.2%)	29(41.4%)

(注)1 該当協定数の()は、83協定に占める割合
 2 該当市町村数の()は、調査対象70市町村に占める割合

- また、13都道府県の全てが民間事業者団体等と災害支援協定を締結(計29協定)しているが、**「仮置場の管理・運営」の内容を明示しているのは2都道府県(2協定)のみ**
- 民間事業者団体等からは、平時における認識共有のためにも、市町村との役割分担を明確にした上で、**災害支援協定に「仮置場の管理・運営」を支援内容として明示しておくことが好ましいとの意見**

勧告内容

- 地方公共団体に対し、民間事業者団体等との災害支援協定に「仮置場の管理・運営」に関する内容が明示されている具体的な事例を展開するなど、地域ブロック協議会等を活用して、民間事業者団体等との実効性のある連携を推進するための効果的な支援措置を講ずること
 (環境省)